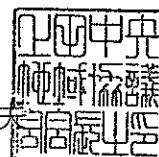


平成25年12月18日

上田市長 母袋創一様

上田中央地域協議会

会長 宮本智



意見書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件名	「地域の安全」のための施策の推進について
2 意見内容	<p>上田中央地域協議会の第2分科会では、「地域の安全」をテーマとして災害時における地域住民に対する行政の支援策を検討した結果、下記の点について更なる強化対策をお願いしたくここに意見書を提出します。</p> <p>1 広域避難場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広域避難場所には、災害用備蓄倉庫が併設されていない事例が多いことから、避難場所ごとに備蓄倉庫の整備と物品の備蓄をお願いします。 (2) 地域ごとの避難場所を、更に住民に分かりやすく周知をお願いします。 (3) 災害時には、最寄りの広域避難場所に避難した住民の把握を確実に行う仕組みづくりをお願いします。 <p>2 災害用備蓄品等について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の備蓄品等については行政、自治会等及び市民が備蓄するものを明確にして、行政として十分な備蓄をお願いします。(別紙1) (2) 「自主防災組織防災用資器材購入補助金」制度を活用して整備する自治会等での備蓄品については品目、参考数量、参考価格などの斡旋や推奨をお願いします。 (3) 各家庭や個人が準備する備蓄品を検討して、広報等での周知をお願いします。 <p>3 要配慮者対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政は、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握と、災害時の助け合いができるように各自治会、特に隣組制度の活用等により、日常のコミュニケーションの活性化を図るための具体策を推進するにあたり支援をお願いします。(別紙2) (2) 各自治会や地域の課題等について、情報の共有化と役割分担を明確化するための行政との懇談会の開催について協力ををお願いします。

緊急災害時の避難等で予想されるケースと備蓄必要物品リスト

1 地震・水害等で自宅が倒壊・水没・あるいはその危険があるため、市民が広域避難場所へ避難しなければならないケース（避難場所での生活に必要なもの）

(1) 行政機関・自治会等で避難場所に備えていただきたいもの(備蓄量は要検討)

避難した市民の名簿作成用文具一式・筆記用具・マーカーペン・ノート・紙・等
ペットボトルの水・ジュース・お茶類・レトルト食品・カップ麺・缶詰・嗜好品(飴・
チョコレート・お菓子等)・アルファ化米・インスタント味噌汁・スープなど
使い捨て食器・割り箸・フォーク・スプーン・サランラップ・アルミホイル
カセットコンロ・ガス・湯沸しのやかん・なべ等
幼児用粉ミルク・紙おむつ・生理用品・使い捨てマスク・紙コップ
炭・七輪・マッチ・ライター・テーブル・パイプ椅子・工具一式・AED・大型テレビ・
ラジオ
暖房器具(冬)・燃料・発電機・ラジオ・拡声器・乾電池・ティッシュペーパー
怪我のための応急医療用品 消毒薬・包帯・バンドエイド・三角巾・ガーゼ・
はさみ・刺抜き・ピンセット・体温計・担架
市販薬(医師の処方なしでよい薬)・鎮痛解熱剤・消化薬・胃薬・ビタミン剤・など
毛布・マットレス・シーツ・座布団・タオル・使い捨てカイロ・スリッパ
ロープ・ビニールシート・ビニールひも・ビニール袋・ごみ箱・間仕切り用ダンボール・
ガムテープ・バケツ・台車・リヤカー・給水ポリタンク・古新聞紙

断水時のトイレ対策品 簡易トイレ・テント・スケットトイレ・マンホールトイレ
トイレットペーパー・手指消毒スプレー・消臭スプレー・手洗い設備

(2) 個人で用意できれば良いと思われるもの

替えの下着・靴下・防寒具・替えの衣類・旅行用枕・毛布・座布団・アイマスク・
軍手・耳栓・スリッパ・敷きマット・給水袋・水筒・コップ・洗面用具・タオル・使
い捨てカイロ・マルチナイフ・はさみ
水・食料・お菓子・常備薬・健康保険証・お薬手帳・予備のめがね・寝袋・
カセットコンロ・ガスボンベ・携帯ラジオ・乾電池・懐中電灯・ランタン、笛
ティッシュペーパー・ウエットティッシュ・マスク・紙コップ・アルミホイル・
サランラップ・ガムテープ・ノート・筆記用具・割り箸・フォーク・ビニール袋
貴重品・現金・通帳・印鑑・免許証・権利証・携帯電話・連絡先の電話番号控え
運搬用キャスター付き旅行バッグ・ヘルメット、リュックサックなど

2 自宅で暮らせるが、停電・断水・ガス供給停止・交通遮断等の事態が生じたケース(個人で備蓄することが望ましいと思われるもの)

(1) 飲料水・食料

飲料水(ペットボトル等・1日一人2㍑)・給水用ポリタンク・台車・水筒

野菜ジュース・お茶等の飲料

レトルト食品・カップ麺・缶詰・アルファ化米・カップスープ・カップ味噌汁

嗜好品 餡・チョコレート・スナック菓子・羊羹・等

お湯を沸かすための器具 カセットコンロ・カセットガスボンベ・ラップ

(ラップでお皿や茶碗をくるみ、洗わなくて良いようにすると良い

食器類・なべ・やかんなどは自宅ならある)

(2) 停電対策

懐中電灯・電池式ランタン・予備の電池・燃料式ランタン・予備燃料

ろうそく・マッチ・ライター 携帯ラジオ

(冷蔵庫・電子レンジ・洗濯機・テレビ等家電は使えない)

(3) 冬なら暖房用石油ストーブ・灯油の備蓄

使い捨てカイロ・など

(衣類や寝具・毛布等は自宅にあるので問題なし)

(4) トイレ関係

断水時に水洗はできないため、薬品で排泄物を固めるなどの災害用トイレグッズが必要 スケットトイレ・等

トイレットペーパー・消臭スプレー・手指消毒液・ウェットティッシュ・など

※ 風呂の残り湯を流さずためておくと水洗等に役立つので推奨されたし

(5) その他

夜間の地震によるガラス破損時に備え、寝室に懐中電灯・運動靴・スリッパ等の準備が必要・手袋もできれば皮手袋を・マスク

ビニール袋・ウェットティッシュ・手指消毒ジェル・常備薬・健康保険証・お薬手帖・応急手当の用品・

子供用のオムツの在庫・ミルク・哺乳瓶・高齢者がいれば介護用品の在庫

予備のメガネ・入れ歯・補聴器・常備薬・など個人的に生活に必要なもの

別紙 2

避難行動要支援者対策について

国は、東日本大震災による教訓から災害対策基本法の一部を改正して、「市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者（避難行動要支援者）について名簿を作成して、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できること」としました。

これにより、避難行動要支援者の名簿作りは、市町村に義務付けられることになりました。

しかし名簿の作成、整備、更新は時間がかかるとともに大変困難な作業であることに加え、時々刻々と変化する住民の現況に全て対応することは困難であり、いざという時に助けに行く人を決めておいても、時間や仕事等の都合で役に立たないこともあります。

地域協議会での検討の結果、現行の住民支え合いマップ作りは、とても大切ですが形式を整えるだけでなく、実際の災害時に地域での自主的な救援活動を可能にするために、近隣における日頃のコミュニケーションの緊密さが何より大切だということを感じここに提言をいたします。

